令和6年度 随意契約の公表(政策企画部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの随意契約

【政策企画部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
政策推進課	西郡地域まちづくり構想作成 支援業務	令和6年12月4日	株式会社地域計画建築研 究所 大阪事務所	大阪市中央区今橋3丁目1番7 号日本生命今橋ビル	10,175,000	当該業務についてはプロポーザル方式により事業者を募集し、選定を経て当該事業者が優先交渉権者となった。 当該事業者は、本事業の趣旨をよく理解し、また企画提案力や金額等について総合的に優れており、当該業務を委託するにあたって最もふさわしい事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
広報課	八尾市ホームページ作成シス テムASPサービス利用契約	令和7年3月1日	株式会社フューチャーイン 関西支店	大阪市中央区内本町2-2-10 EXEO X-Base A棟11階	14,454,000	当該業務は、ホームページリニューアル(構築)業務後のサービス利用も含めてプロポーザル方式により優先交渉権者を決定した。このため、本システムの開発業者である当該事業者と契約を締結することが適当と考えるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
広報課	やお市政だより巻頭特集制作 支援業務	令和7年3月3日	株式会社シカトキノコ	大阪市東成区玉津三丁目14番 10号	794,200	当該事業者は、令和5年度実施の公募型プロポーザル方式により選定され令和7年3月31日にかけて当該事業を実施している。令和7年度における当該業務は、公募型プロポーザル方式にて事業者を選定予定であるが、新たな事業者による実施が行われるまでも継続的に実施する必要があり、受託者である当該事業者でなければ、適切かつ確実な業務履行ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
デジタル戦 略課	令和6年度八尾市ガバメント クラウドネットワーク環境構築 業務	令和6年12月1日	伊藤忠テクノソリューション ズ株式会社 西日本営業 第1部	大阪市北区梅田三丁目1番3号	2,965,600	本業務については、住民基本台帳標準化構築業務を委託している事業者との間で随意契約(政令第167条の2第1項第2号)を締結する予定であったが、作業内容及び見積額の提示が著しく遅延し非常に高額な金額が提示されたことから、今後の適切な業務の履行及び合理的な価額での契約の締結が困難であると判断した。一方で、標準準拠システムへの移行に当たり、本業務はネットワーク接続、データ連携、共通基盤の構築の前提をなすものであり、速やかに業務に着手しなければ標準準拠システムの構築に多大な影響を与えることから、緊急の必要により競争入札に付することができないときに該当すると判断したため。
デジタル戦 略課	住民税当初課税データ入力業務	令和6年12月1日	シティコンピュータ株式会社 大阪支社	大阪市福島区野田五丁目17番 22号 大拓ビル3階	7,560,000 (従量課金のため 契約予定額)	本業務については、令和6年11月30日まで当該事業者との間で住民税当初課税データ入力業務を委託しており、税システムの標準準拠システムへの移行、紙の帳票の減少、AI-OCRの技術革新等の事情により一般競争入札に基づく長期間の契約の締結が不適当と考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
デジタル戦 略課	八尾市生成AI導入運用業務	令和7年1月17日	株式会社クラフター	東京都港区赤坂一丁目12番32 号 アーク森ビル25階	2,970,000 (契約総額)	本業務については、一般競争入札を実施したものの書類 不備等により応札したすべての事業者が予定価格の範 囲内での入札とならなかったため入札は不落となったが、 応札を行った当該事業者については、書類不備等がなければ落札事業者となり得たこと、仮に再入札を実施した場合でも仕様書を修正する必要性はなかったこと、今回の 入札金額には明確な金額の差があり長期的な契約を締結することを想定した場合に当該事業者と契約を締結することが市にとって有利に働く可能性が高いと判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)
デジタル戦 略課	住民情報システムデータ入力 業務	令和7年2月1日	シティコンピュータ株式会社 大阪支社	大阪市福島区野田五丁目17番 22号 大拓ビル3階	(従量課金のため	本業務については、令和7年1月31日まで当該事業者との間で住民情報システムデータ入力業務を委託しており、税システムの標準準拠システムへの移行、紙の帳票の減少、AI-OCRの技術革新等の事情により一般競争入札に基づく長期間の契約の締結が不適当と考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
デジタル戦 略課	ガバメントクラウド共通機能環 境構築業務	令和7年2月3日	伊藤忠テクノソリューション ズ株式会社 西日本営業 第1部	大阪市北区梅田三丁目1番3号	21,390,600	本業務については、ガバメントクラウドネットワーク環境構築を行い、ガバメントクラウドネットワークの運用管理補助者である当該事業者に委託することにより最適化された共通機能(データ連携)の環境を構築することができるとともに、単独利用領域上で生じた障害発生時の原因の確認及び対応を一体的に対応できることから、本業務に係る委託契約の性質が一般競争入札に適しないと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
デジタル戦 略課	単票プリンタ機器等一式納入 等業務	令和7年2月20日	扶桑電通株式会社 関西 支店	大阪市中央区備後町二丁目6 番8号	1,034,000	本業務については、一般競争入札により契約の締結を行おうとしたが、入札不落(1回目)及び入札不調(2回目)となったことから、随意契約によることができる「競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。」に該当するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)
デジタル戦 略課	番号連携サーバ標準化対応 業務	令和7年3月7日	富士通Japan株式会社 関 西公共第ニビジネス部	大阪市中央区城見二丁目2番6 号	7,914,500	本業務については、当該事業者が番号連携サーバの構築及び保守を行っており、地方公共団体情報システムの標準化に対応する番号連携サーバのインターフェイス切替作業等について他のベンダーで行うことができないことから、本業務に係る委託契約の性質が一般競争入札に適しないと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
デジタル戦 略課	ファイルサーバにおける追加 機器(NAS)導入業務	令和7年3月10日	扶桑電通株式会社 関西 支店	大阪市中央区備後町二丁目6 番8号	880,000	本業務については、先に導入を実施した「ファイルサーバ 再構築業務」(令和6年12月契約)に密接に関係するもの であり、先に稼働しているファイルサーバの設定内容を理 解している当該事業者でないと機器導入及び設定が行え ないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)